# 農業経営の意向に関する調査票

### ■ 調査の趣旨及び個人情報の取り扱い等についての同意

別紙の調査の趣旨を確認し、農業委員会が把握した情報を個人情報の保護に関する法律及び各地方公共団体の個人情報保護条例に基づき適正に管理し、地域計画の策定及び実現のために利用すること、本調査を元に整理・分析した情報について次の関係機関(注I)に共有すること、未記入の項目について必要に応じて補記することを、調査票の提出をもって同意します。

## (注1)関係機関

市町村、都道府県、農地中間管理機構、農業委員会ネットワーク機構、農業協同組合、土地改良区、地域農業再生協議会、 普及指導センター、農業経営・就農支援センター、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人農業者年金基金 等

#### ■ 記入方法

各設問の答えに該当する□に「✓」マークを記入、または、解答欄に記入してください。

## I 回答者情報

設問I

する意向を選択してください。

一 四合有捐報							
氏名/法人名				生年月日	年	月	目
住所							
現在の営農状況		□ ①営農している → 2農家/法人としての意向からご回答ください					
		□ ②農地を所有しているが営農していない → 3その他確認事項に進んでください					
後継者に関する事項	後継者の有無について選 択してください。	□ ①あり・世帯員 □ ②あり・世帯外 □ ③なし					
	後継者がいらっしゃる場合には、その方の情報について差し支えない範囲で記入してください。	氏名					
		住所					
		生年月日					
2 農家/法人としての意向							
営農希望地区を <u>全て</u> 選択		□①北区	□ ②東区・中央区	区 □ ③江	南区 🗆	④秋葉区	
		□ ⑤南区	□ ⑥西区	口 ⑦西	蒲区  □	⑧市外	
営農の中心としたい地区を 上記の地区から <u>1つ</u> 記入							
主たる経営作目を <u>Iつ</u> 選択		□ ①水稲・麦・大豆 □ ②露地・施設野菜 □ ③果樹					
		□ ④花き・	花木 🗆 ⑤畜産	□ ⑥複合経営	( )	+(	)
→□□□□   今後(およそ10年後)の農業経営に関 □ ①規模拡大 □ ②現状維持 □ ③規模縮小(離農含む)							む)

□ ④経営移譲

□ ⑤その他(

)

#### 【設問1】にて「①規模拡大」「③規模縮小(離農も含む)」「④経営移譲(移譲先が決まっている)」を選択した場合のみ 選択された農業経営に関する意向に □ ① Ⅰ 年以内 □ ② I 年超3年以内 設問2 ついて、その意向の実施時期の見込 みを選択してください。 □ ③3年超5年以内 □ ④5年超 I 0年以内 【設問1】にて「①規模拡大」「③規模縮小(離農も含む)」を選択した場合のみ 今後、現在の経営よりもどの程度経 □拡大 □拡大 設問3 |営規模を拡大・縮小したいか、ha単 田 hα 畑 ha 位で記入してください。 □縮小 □縮小 【設問1】にて「①規模拡大」「③規模縮小(離農も含む)」を選択した場合のみ 経営規模を拡大・縮小するための方 □ ①売買 □ ②賃貸借 □ ③使用貸借 法について、希望される手段を全て 設問4 選択してください。 □ ④経営の受(委)託 ※ □ ⑤農作業の受(委)託 ※ □ ①5年未満 □ ②5年超 I 0年未満 農地の賃貸借等を希望される場合、 設問5 その希望期間を選択してください。 □ ③ | 0年超20年未満 □ ④20年以上 拡大・縮小予定の農地の具体的な見 込み(出し手・受け手の当て)を選択 □ ①あり □ ②なし してください。 設問6 「①あり」を選択した場合は、具体 氏名/法人名 的な農地の出し手の方・受け手の方 の情報について、差し支えない範囲 住所 で記入してください。 設問4: ④については収穫物を耕作者が販売、⑤については所有者が販売 その他確認事項 現在、農作業の一部(あるいは全部)を業者等に委託しているかど □ ①農作業委託を利用していない うかを選択してください。 (集落営農組織への委託も含む) 「②農作業委託を利用している」を選択した場合は、委託して 設問7 □ ②農作業委託を利用している いる業者等の名前を、差し支えない範囲で記入してください。 委託者名 今後の農地利用の調整において、農地バンク(農地中間管理機構) □ ①可 設問8 □ ②不可 による仲介を受けてもよいかどうか、選択してください。 地域内の農地の集約に向けて、所有されている農地を同条件(ある 設問9 いは評価額の差額補填の上)で別の農地と交換するご相談をさせて □ ①可 □ ②不可 いただいてよいかどうか、選択してください。 所有されている農地について、新規就農者・企業参入への貸し付

【問い合わせ先】

よいかを選択してください。

設問10

新潟市農業委員会事務局各区事務所 中央事務所:(025)382-4966 北区事務所:(025)387-1575 秋葉区事務所:(0250)25-5520

けのご相談をさせていただいてよいかどうか、選択してください。

ご回答されたご意向について、市町村外あるいは都道府県外の農

設問! 地の利用調整のために、他の市町村あるいは都道府県へ連携しても

南区事務所:(025)372-6791 西区事務所:(025)264-7811 西蒲区事務所:(0256)72-8631

□ ①可

□ ②不可

□ ①県内まで可 □ ②県外まで可